

「障害者」表記の動向に関する研究

A Study on “the Diction Trends” of People with Disabilities

千 草 篤 磐

Atsumaro Chikusa

(要約)

筆者らは、7年前から「障害者」表記の変更に否定的な考えを提案してきた。しかし、それに反して、「障害者」の表記を「障がい者」と平仮名表記に変更する自治体や、「障碍者」という表記を使う専門家、実践家は、ますます増えている状況である。そこで、この間の障がい者制度改革推進会議や文化審議会の議論、また各都道府県など自治体の「障害者」表記の変更などについて、その動向を検討した。今後、障害の社会モデルやICFの環境因子についてのより本質的な議論の必要性が示唆された。

(キーワード)

「障害」表記、社会モデル、ICF

はじめに

障害者問題を考える時、その前提となる障害を個人の側の問題として捉えるのか、それとも社会の側の問題として捉えるのかによって、その取り組みの方向性が異なってくる。2001年にWHO総会で採択された国際生活機能分類（ICF）では、医学モデルと社会モデルを統合した「生物・心理・社会的」アプローチが用いられることとなった（WHO、2002）。そして、その最も大きな特徴は、環境因子の重要性が強調されたことである。それは、社会の様々な環境が評価され、整備されれば障害は軽減されるという視点である。また、2006年に国連総会で採択された障害者権利条約は、「障害は主に社会によって作られた障害者の社会への統合の問題であるという、いわゆる『社会モデル』の考えが随所に反映されたものとなっている（外務省、2015）。

民主党政権下の2011年の障害者基本法の改正に際し、社会モデルの考え方を踏まえた障害の定義の見直しが行われたことは、上記のICFや障害者権利条約の視点を取り入れたものと考えられる。また、この制度改革に関する議論の中で、「障害」の表記として、「障がい」ではなく、当面「障害」を使用することが決定されたのであった。

筆者ら（千草・植木、2008）は障害者基本法改正以前に、「障害」表記は「障がい」のような平仮名表記ではなく、「障害」という漢字表記が、ICFや障害者権利条約の考え方につながることを指摘した。当時は「障がい」という平仮名表記が一部の地方自治体で広がりつつあった時期で、「害の字のイメージが良くない」などの理由が挙げられていた。しかし、社会モデルの視点からは表記変更でイメージを変えても、実質的な問題は何も解決されないことや、あるいは問題が解決したかのような誤った方向に進む危険性があることを提起した。すなわち、障害者は社会に害をもたらすのではなく、社会から害を背負わされているととらえるべきであり、安易に「害」の字を抜くことは障害者問題の解決にとつ

てマイナスになるという考え方である。

しかし、障害者基本法の改正にもかかわらず、また、「障害」表記を使用することを政府が決定したにもかかわらず、その後も「障がい」表記に変更する自治体は漸増している。そこで、再度「障害」表記について検討し、障害者問題の本質から新たな提起を行いたい。

1. ICFにおける障害の定義と障害者表記

1980年にWHOが発表した国際障害分類（ICIDH）では、「障害」を機能障害（impairment）、能力障害(disability)、社会的不利（handicap）に分けて表記した。しかし、2001年に採択された国際生活機能分類（ICF）では、英語の“handicap”が軽蔑的な意味をもつことから除かれ、そして包括用語として“disability”を使用することとなった。また、「障害者」の表記については、“people with disabilities”や“disabled people”が用いられるようになったが、「WHOが採用できる普遍的な用法はなく、ICFでは、これらの人々が、どう呼ばれるべきかについて特定の立場をとらない」ことが明記された。また、WHOは、「人は自分で選んだ表現で呼ばれる権利がある、という重要な原則を確認するものである」と述べている（WHO、2002）。

また、WHO(2002)では、「障害(disability)」の用語の注釈として、「機能障害（構造障害を含む）、活動制限、参加制約の包括用語であり、これは（ある健康状態にある）個人とその人の背景因子（環境因子と個人因子）との相互作用のうちの否定的な側面を表すもの」であるとし、特に背景因子を重視している。背景因子の内、環境因子は「人々が生活し、人生を送っている物理的な環境や社会的環境、人々の社会的な態度による環境を構成する因子」と定義されている。具体的には、福祉用具などの「生産品と用具」（14因子）、地震や戦争などの「自然環境と人間がもたらした環境変化」（13因子）、家族や友人、そして専門職などの「支援と関係」（13因子）、コミュニティの成員や専門職者等の「態度」（14因子）、社会保障や教育、労働などの「サービス・制度・政策」（20因子）の74因子から構成されている。

このように障害を環境因子との関係で捉えることが、ICFの特徴であると言える。それは、障害をどう表記し、どう呼ぶかということにも繋がる。WHOは、ICFの用語について、「価値低落、烙印を押すこと、また不適切に意味付けされることを避けるために、中立的に表現」することを提案している。しかし、また一方で、「障害をどう呼ぼうと、それは、ラベルとは関係なく存在する。したがって、問題は言葉の問題であるだけでなく、むしろ主として、障害に対する他の人々と社会の態度の問題である」として、ここでも「態度」という環境因子に力点が置かれている。

上述のWHOにおける障害の捉え方は、障害者権利条約や障害者基本法の改正に伴う障害者の定義にも影響を及ぼしている。

2. 障害者基本法改正における障害者の定義

2009年に発足した民主党政権において、鳩山内閣総理大臣を本部長とする「障がい者制度改革推進本部」が同年12月に設置された。そして、その下に「障がい者制度改革推進会議」が開催されることとなった。推進本部は、「当面5年間を障害者の制度に係る改革の集中期間と位置づけ、改革の推進に関

する総合調整、改革推進の基本的な方針の案の作成及び推進並びに法令等における『障害』の表記の在り方に関する検討を行う」（内閣府、2009）こととされた。

2010年6月に推進会議の第一次意見「障害者制度改革の推進のための基本的な方向」が出された。そこでは、基本的な考え方として「権利の主体である社会の一員」「差別のない社会づくり」「社会モデル的観点からの新たな位置づけ」「地域生活を可能とするための支援」「共生社会の実現」が掲げられた。ここで、「社会モデル」が基本的な考え方の中に取り入れられたのは、2006年に国連で採択された障害者権利条約の趣旨に沿ったものとされているが、それはICFの環境因子の考え方に対応することができる。

次に、2010年12月には推進会議の「障害者制度改革の推進のための第二次意見」が出された。そこでは、障害者基本法改正の趣旨・目的として、「個人と人格を認め合うインクルーシブ社会の構築」、「障害概念を社会モデルへ転換、基本的人権を確認」、「施策の実施状況を監視する機関の創設」の3点が掲げられた。また、障害の表記として、「法令等では、当面『障害』を使用する」ことが提案された。

この推進会議の第二次意見を踏まえた障害者基本法の改正案が、2011年7月に全会一致で可決・成立し、8月に施行された。改正された障害者基本法における「障害者の定義」は、第二条で次のように定められた。すなわち、障害者とは「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう」と定義された。改正前の定義が「障害があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者」という、障害は個人の機能障害に起因するという捉え方であったのに対して、今回の定義は抜本的な改正となった（内閣府、2012）。

また、第二条二項では、新たに「社会的障壁」の定義がされており、「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう」とされた。これも障害者権利条約の趣旨に沿ったものであるが、「社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」は、ICFの74の環境因子に全て含まれるものである。

このように、改正障害者基本法は、ICFの環境因子を重視した社会モデルによる障害の捉え方を基本としたものとなった。すなわち、障害は個人の問題ではなく、社会における様々な障壁によって生ずると考えるるのである。そこから明らかになる方向性としては、社会の側の障壁を取り除いていくことによって、障害が軽減克服されるということである。これは、障害者にかかる福祉、医療、教育など様々な分野の人々の役割が明示され、また再確認されたことでもある。

さらに、新たな視点は、改正障害者基本法の制定において、障害は当面「障害」と表記することが定められたことである。鳩山首相が自ら命名設置した「障がい者制度改革推進本部」の審議において、「障がい者」ではなく、従来通り「障害者」の表記を続けることが決定された。首相自らが「障がい者」表記を使ったにもかかわらず、推進会議の意見は「障害者」表記となった。その審議の経緯を以下に示す。

3. 「障がい者制度改革推進会議」及び「文化審議会」における「障害者」表記に関する議論

1) 第5回障がい者制度改革推進会議（2010年3月19日）

第5回推進会議では、「障害」の表記の在り方について議論がなされた。まず、「害」の字がマイナスイメージを与えることから、「障害」の表記を見直すべきとの意見に対してどう考えるかについて、意見が出された。24人の委員の中で、表記の見直しに否定的な意見が10名で、見直しに積極的な意見が6名であった（内閣府、2010）。

見直しに否定的な意見としては、障害者インターナショナル日本会議事務局長の尾上浩二委員が次のように述べている。「障害の社会モデルの考え方立脚し、『障害』の表記の問題を考えた場合、『害』の字を『がい』に変えることは、妥当であると考えることはできない。社会モデルの見地から考えた場合、『障害者』とは機能障害のある人の社会参加を妨げる社会の側のさまざまな障壁によって、社会参加上の障害をもたらされた者、とも見ることができる」としている。同様の意見は、東京大学教授の長瀬修委員が「障害学に基づく社会モデルは『障害』は、個人の持つ否定的な特性ではなく、社会が持つ障壁によって生み出されている不利益や抑圧として障害をとらえているためである」と述べている。このような意見は、障害者は社会や環境から「害」を負わされると捉える考え方である。当然、「害」でなければならないことになる。

その他の否定的意見としては、全国盲ろう者協会の門川紳一郎委員が「障害者が害を及ぼすというようなイメージがあるというのであれば、むしろそのイメージのほうが間違った障害理解であるということを、何度も繰り返すべき」であると述べている。前千葉県知事の堂本曉子委員は「『害』を『がい』や『碍』に変えることでは問題の解決にならない。『障害』の表記よりも具体的な政策の内容が重要」であるとしている。また、アジア・ディスアビリティ・インスティテュート代表の中西由紀子委員は、「関係している多くの障害者団体は議論を経て、自分たちはこの社会の中で『障害者』であると自認、もしくはそういう立場を認識した言葉として『障害』を用いることで合意している」と述べている。全日本ろうあ連盟事務局長の久松三二委員は「表記だけの見直しは、かえって『障害者』が抱えている課題が見えなくなる恐れがあることを意識する必要がある」との意見を述べている。

しかし、同じようにICFや障害者権利条約に沿って考えながら、尾上委員や長瀬委員とは異なり、「障害者」表記に反対する委員もある。日本社会事業大学教授の佐藤久夫委員は、「日常生活や社会生活上の支障・困難の原因が本人にあると思わせる『障害』の表記は、あきらかに障害者権利条約やICFの障害概念（環境と機能障害の相互作用による参加の困難）とは異なる時代遅れのものであり、変更すべきである」との意見を述べている。これは、何故「障害」表記が「日常生活や社会生活上の支障・困難の原因が本人にあると思わせる」ことになるのかが説明されておらず、主観的な見解と言わざるをえない。また、「障がい者」表記を使用している三鷹市の市長である清原慶子委員は「障害者があたかも他人を『害』する人であるかのように捉えられ、不快な思いをされている方々がいるという事実とやはり不適切な表記であると考え、当事者や関係団体とも協議し、決定した」と述べ、当事者や関係団体と協議して「障害」表記を見直したとしている。しかし、尾上委員、門川委員、中西委員、久松委員などの当事者や関係団体からは、見直しに否定的な意見が多く出されているところであり、三鷹市の決定は、あくまで一部の当事者や関係団体との協議であったと考えられる。

2) 文化審議会第41回国語分科会漢字小委員会（2010年4月13日）

文化庁の文化審議会国語分科会漢字小委員会において「改訂常用漢字表」に関する試案が議論され、その中で、「碍」の扱いについて第41回小委員会で議題となった。これは2009年12月8日の閣議決定「障がい者制度改革推進本部の設置について」で決定された「『障害』表記の在り方に関する検討」に関連して議論されたものである。

この小委員会において、文化庁の氏原主任国語調査官は「害」と「碍」に関する綿密な調査結果を報告して、疑問に答えている（文化庁、2010）。第一に、戦前は「障礙」という表記を使っていたという主張に対する反論である。それは、「障害」は最も古い文献では江戸時代の文久2年の「英和對譯袖珍辭書」の中に認められるものであり、「障害」は戦後になって作られたとする意見は誤りとなる。明治時代には、「障害」も「障礙」も同様に使われており、夏目漱石は「我が輩は猫である」（1906）の中で「障害」を使い、森鷗外は「金貨」（1909）の中で「障碍」を使っているという例が示された。しかし、大正時代末期から昭和にかけては、「障害」という表記が広く一般に使われるようになったことを国立国語研究所のデータベースの調査からまとめている。

また、法律では昭和4年の救護法では「障礙」が使われた。一方、それまで「廢疾年金、廢疾手当」と言っていた用語を昭和19年に「障害年金、障害手当」という言い方に改正した。すなわち、戦前においても法律で「障碍」表記以外に「障害」表記も用いられていたことになる。更には、法律用語としては、「不具、廢疾」という言い方が最も多かったのである。戦後は、昭和24年の「国立身体障害者更生指導所設置法」で、初めて身体障害者という用語が用いられるようになり、同年12月に「身体障害者福祉法」が制定されると、身体障害者という用語が一般に広がっていったのである。また、昭和57年には「障害に関する用語の整理に関する法律」により、戦前に作られた162本の法律の中に出てくる「廢疾」という用語を一斉に「障害」に改正したのであった。

このように氏原主任国語調査官によれば、戦前は「障碍」のみが使われていたという意見は誤りであること。大正時代末期から徐々に「障害」が多く使われるようになってきたこと。また、法律では「不具、廢疾」が用いられていたこと。「不具、廢疾」が差別的な言い方であるとして、昭和57年に法律用語が「障害」に統一されたこと。すなわち、「障害」は「配慮ある言い方」として用いられてきたことなどが明らかにされた。更に、「障碍」という言葉は仏教では古くから「しょうげ」と読んで使われてきたものであるが、その意味は「仏の悟りを得るための仏道修行の邪魔をするさわり」ということである。悪魔や怨霊が邪魔をするのであって、決して「害」よりも「碍」の方が意味が良いということにはならないのである。以上、歴史的な調査研究によって、「障害者」を「障碍者」と表記を変更することの正当な理由が存在しないことが明らかになった。

3) 第26回障がい者制度改革推進会議（2010年11月22日）

第5回推進会議以来、インターネット調査や関係団体、学識経験者等のヒアリングを行い、第26回推進会議では、「一般からの意見募集の結果について」の報告があった。内閣府のホームページ上の意見募集に対して、637件の意見が寄せられた。その内訳は、「障害」を支持する意見が約4割、「障碍」

を支持する意見が約4割、「障がい」又は「しょうがい」を支持する意見が約1割、その他の意見が約1割という結果であった（内閣府、2010）。

「障害」を支持する主な理由は、「社会モデルの観点からは『障害』がふさわしい」、「表記や呼称を変更したとしても、いずれ同じ議論を繰り返すことになる」、「表記の問題よりも、障害者を取り巻く差別と偏見を取り除くことが先決」、「イメージでの議論が先行しすぎている」等であった。否定的意見としては、「『害』の字には、『公害』『害虫』『加害』等の負のイメージがある」等があった。

「障碍」を支持する主な理由は、「社会モデルの観点からは『障碍』がふさわしい」、「表記を変えることにより、一般国民の意識が改善されることが期待される」、「『害』の字には負の意味が入っているが、『碍』の字は価値的中立である」等であった。否定的意見としては、「表記を変更したところで、『碍』 = 『さまたげ』であって、漢字の持つ負のイメージに変わりはない」等があった。

「障がい」又は「しょうがい」を支持する主な理由は、「柔らかい印象がある」、「移行期間という認識の下で、ひらがな表記が望ましい」等であった。否定的な意見としては、「平仮名の『がい』では実態が見えない。障害の社会性を曖昧にする」等があった。

上記のいずれの表記に対する意見も、よく挙げられる代表的なものであり、支持の内訳も妥当なものと考えられる。

4) 第29回障がい者制度改革推進会議（2010年12月17日）

第29回推進会議においては、これまでの経過を踏まえて「障害者制度改革の推進のための第二次意見」の取りまとめが行われた。第二次意見の「『障害』の表記」の項では、「表記問題に対する結論」として次のように述べられている。「『障害』の表記については、様々な主体がそれぞれの考えに基づき、様々な表記を用いており、法令等における『障害』の表記について、意見の一致をみなかった現時点において新たに特定の表記に決定することは困難であると判断せざるを得ない」とし、今後の議論を進めるに当たっての2つの観点を示した（内閣府、2010）。それは「『障害（者）』の表記は、障害のある当事者（家族を含む。）のアイデンティティと密接な関係があるので、当事者がどのような呼称や表記を望んでいるかに配慮すること」、及び「『障害』の表記を社会モデルの観点から検討していくに当たっては、障害者権利条約における障害者（persons with disabilities）の考え方、ICF（国際生活機能分類）の障害概念、及び障害学における表記に関する議論等との整合性に配慮すること」である。

以上のことと踏まえて、「法令等における『障害』の表記については、当面、現状の『障害』を用いることとし、今後、制度改革の集中期間内を目途に一定の結論を得ることを目指すべきである」ことを結論とした。すなわち、最終結論は先送りしたが、当面は「障害」表記を用いることとしたのである。

5) 第180回国会「漢字『碍』の常用漢字への追加に関する質問主意書」と「答弁書」（2012年6月）

「障害者制度改革の推進のための第二次意見」の取りまとめから約1年半が経過した時点で、赤松正雄衆議院議員が、漢字『碍』の常用漢字への追加に関する質問主意書を提出し、それに対して野田内閣総理大臣の答弁書が横路衆議院議長に送られた。答弁書の概要は以下のようであった（衆議院、2012）。

「碍」が常用漢字に選定されなかつたのは、「その漢字が一般の社会生活において頻繁に使用され、多くの熟語の構成要素ともなっていることなど」の文化審議会の基準に合致していないと判断されたためであること。「障がい者制度改革推進本部」における「障害」の表記の在り方に関する検討結果によつては、「碍」の常用漢字表への追加を検討することとされているが、「障害者制度改革の推進のための第二次意見」の取りまとめを行つて以降、「障害」の表記の在り方については検討していないこと、などである。すなわち、常用漢字表に「碍」は入らないことと、「障害」表記については「第二次意見」取りまとめ以降の議論は進んでいないことを総理大臣が認めたものである。

さて、この質問主意書への答弁書以降も、「障害」表記に関する議論は進まず、2012年7月24日には障がい者制度改革推進会議は廃止された。また、2014年12月には当初設定された5年間の集中期間も終了した。「集中期間内を目途に一定の結論を得ることを目指す」としていたが、その結論を得ることもなく国会における検討は終了したことになる。結局、現時点では「法令等における『障害』の表記については、当面、現状の『障害』を用いること」が、有効な唯一の政府見解ということになる。

4. 47 都道府県の「障害者」表記の状況

1) 都道府県の障害者表記

1994年北海道栗山町で、全国の自治体に先駆けて「障がい」表記を使用することが始まった。2003年には政令指定都市の札幌市が「障がい」表記に変更した。そして、2004年には、都道府県で初めて福島県が「障がい」表記に変更すると、徐々に表記を変更する自治体が増えていった。内閣府は2007年度より毎年度「『障害』の『がい』の字に関する取扱について」をまとめ、表記を改めている都道府県を報告している。それによると2007年度に「障がい」表記を用いていた都道府県は8か所であったが、2014年度には、14か所に増加していた。

「障がい」に表記を改めた都道府県は、その理由を明らかにしているが、一方で「障害」表記を継続することの理由を公にしている都道府県もある。また、障害担当課名とその自治体の表記法とが異なっている県もある。表1は47の都道府県のホームページから、障害担当課名と自治体内の「障害」表記の仕方についてまとめたものである。

現在「障がい」表記を用いている都道府県は、北海道、岩手県、山形県、福島県、長野県、岐阜県、三重県、大阪府、鳥取県、島根県、徳島県、熊本県、大分県、宮崎県の14(29.8%)の道府県である。平仮名表記に変更した理由については、以下のようになっている。例えば岩手県は、「『害』の字の印象の悪さ、マイナス的なイメージにより」また、「人権尊重の観点から」平仮名表記に変更した。山形県は、「障がいのある方や児童のみなさんに人権を一層尊重する観点から」変更した。長野県は、「『害』の字が使われることに不快感を持つ障害のある人の思いに配慮するとともに、障害のある人もない人も共に生きる社会の実現を推進する観点から」変更した。大阪府は、「マイナスのイメージがある『害』の漢字をできるだけ用いないで、ひらがなで表記することとした。島根県は、「『害』の字に否定的な意味があること等から」平仮名表記にしている。また、大分県は、表記変更について「賛否両論ありますが、『差別感や不快感を感じる人が少しでもいるのであれば』という理由から改めることとしま

表1 都道府県及び県庁所在地の担当課名と自治体内の「障害」表記

(2015年10月1日現在)

県名	担当課名	表記	県庁所在地	担当課名	表記
1 北海道	障がい者保健福祉課	障がい	札幌市	障がい福祉課	障がい
2 青森県	障害福祉課	障害	青森市	障がい者支援課	障がい
3 岩手県	障がい保健福祉課	障がい	盛岡市	障がい福祉課	障がい
4 宮城県	障害福祉課	障害	仙台市	障害者支援課	障害
5 秋田県	障害福祉課	障害	秋田市	障がい福祉課	障がい
6 山形県	障がい福祉課	障がい	山形市	障がい福祉課	障がい
7 福島県	障がい福祉課	障がい	福島市	障がい福祉課	障がい
8 茨城県	障害福祉課	障害	水戸市	障害福祉課	障害
9 栃木県	障害福祉課	障害	宇都宮市	障がい福祉課	障がい
10 群馬県	障害政策課	障害	前橋市	障害福祉課	障害
11 埼玉県	障害者支援課	障害	さいたま市	障害福祉課	障害
12 千葉県	障害福祉課	障害	千葉市	障害者自立支援課	障害
13 東京都	自立生活支援課	障害	—	—	—
14 神奈川県	障害福祉課	障害	横浜市	障害福祉課	障害
15 新潟県	障害福祉課	障害	新潟市	障がい福祉課	障がい
16 富山県	障害福祉課	障害	富山市	障害福祉課	障害
17 石川県	障害保健福祉課	障害	金沢市	障害福祉課	障害
18 福井県	障害福祉課	障害	福井市	障がい福祉課	障がい
19 山梨県	障害福祉課	障害	甲府市	障がい福祉課	障がい
20 長野県	障がい者支援課	障がい	長野市	障害福祉課	障害
21 岐阜県	障害福祉課	障がい	岐阜市	障がい福祉課	障がい
22 静岡県	障害福祉課	障害	静岡市	障害者福祉課	障がい
23 愛知県	障害福祉課	障害	名古屋市	障害企画課	障害
24 三重県	障がい福祉課	障がい	津市	障がい福祉課	障がい
25 滋賀県	障害福祉課	障害	大津市	障害福祉課	障害
26 京都府	障害者支援課	障害	京都市	障害保健福祉推進室	障害
27 大阪府	障がい福祉企画課	障がい	大阪市	障がい福祉課	障がい
28 兵庫県	障害福祉課	障害	神戸市	障害福祉課	障害／障がい
29 奈良県	障害福祉課	障害	奈良市	障がい福祉課	障害
30 和歌山县	障害福祉課	障害	和歌山市	障害者支援課	障害
31 鳥取県	障がい福祉課	障がい	鳥取市	障がい福祉課	障がい
32 島根県	障がい福祉課	障がい	松江市	障がい者福祉課	障がい
33 岡山県	障害福祉課	障害	岡山市	障害福祉課	障害
34 広島県	障害者支援課	障害	広島市	障害福祉課	障害
35 山口県	障害者支援課	障害	山口市	高齢・障がい福祉課	障がい
36 徳島県	障がい福祉課	障がい	徳島市	障害福祉課	障害
37 香川県	障害福祉課	障害	高松市	障がい福祉課	障がい
38 愛媛県	障害福祉課	障害	松山市	障がい福祉課	障がい
39 高知県	障害保健福祉課	障害	高知市	障がい福祉課	障害
40 福岡県	障害者福祉課	障害	福岡市	障がい者在宅支援課	障がい
41 佐賀県	障害福祉課	障害	佐賀市	障がい福祉課	障がい
42 長崎県	障害福祉課	障害	長崎市	障害福祉課	障害
43 熊本県	障がい者支援課	障がい	熊本市	障がい保健福祉課	障がい
44 大分県	障害福祉課	障がい	大分市	障害福祉課	障がい
45 宮崎県	障がい福祉課	障がい	宮崎市	障がい福祉課	障がい
46 鹿児島県	障害福祉課	障害	鹿児島市	障害福祉課	障害
47 沖縄県	障害福祉課	障害	那覇市	障がい福祉課	障がい

(出典：各自治体ホームページより作成)

した」としている。これらの理由は他の自治体でもほぼ同様である。

一方、「障害」という漢字表記を使うことの理由を明らかにしている都道府県もある。福井県は、「本県では、『障害者基本法』など法律等で使用されている用語が『障害』となっていることから『障害』と表記して」いる。栃木県は、「表記を仮に『障がい者』と変更しても、法律や国の組織・施策の名称は『障害』と漢字表記であるため、双方の表記が併存することにより、混乱が生じる恐れがあることや、新たな概念や考え方方ができたと受け取られる可能性があることから、本県では漢字表記として」いる。また、宮城県は、政府の「障害者制度改革の推進のための第二次意見」において、「当面、現状の『障害』を用いること」とされたことから、「法令で用いられている『障害』の表記を使用」するとしている。他の自治体もほぼ同様で、法律や政府の方針に従って「障害」を用いているのである。

その他、高知県では県民世論調査も参考にして「障害」表記を使用している。その調査（高知県、2009）では、「『障害』がよい」が43.2%、「『障がい』がよい」が11.4%、「どちらでもよい」が24.2%、「わからな」が17.5%という結果であった。また、岐阜県と大分県は担当課名は「障害福祉課」と漢字表記であるが、自治体としての表記は「障がい」と平仮名表記となっている。

2) 県庁所在地の障害者表記

東京都を除く、46の県庁所在地のホームページから、障害担当課名と自治体内の「障害」表記の仕方について、表1にまとめた。「障がい」表記を用いている市は25自治体で54.3%と半数を上回った。「障害」の漢字表記を用いている市が20自治体であった。また、神戸市は、従来通り「障害」の漢字表記を自治体としての基本にしつつ、「障害福祉計画」において、「障がい」表記を「試行的に実施」する（神戸市、2015）としているので、ここでは「その他」の扱いとした。

都道府県の表記方法と県庁所在地の市の表記方法が同じである場合が30件、異なる場合が16件であった。同じ場合の内訳は、「障害」表記が18件、「障がい」表記が12件であった。異なる場合の内訳は、県が「障害」表記で市が「障がい」表記を使用する所が13件、逆に県が「障がい」表記で市が「障害」表記を使用する所が長野県と徳島県の2件、その他、県が「障害」表記で市が試行的に「障害福祉計画」のみ「障がい」表記としているのが兵庫県のみ1件であった。

また、大分市は大分県同様、担当課名は「障害福祉課」と漢字表記であるが、自治体としての表記は「障がい」表記である。逆に、奈良市と高知市は担当課名は「障がい福祉課」であるが、自治体としての表記は「障害」と漢字表記になっている。

以上のように平仮名表記を用いている都道府県が14か所であるのに対して、平仮名表記を用いる県庁所在地の市が25か所となっており、平仮名表記を用いる市町村が全国的に多くなっていることがうかがえる。次に一例として、三重県の29市町の障害表記の状況を検討する。

3) 三重県内の29市町の状況

三重県は2007年から「障がい」という平仮名表記に改めたが、表2にまとめたように、現在県内の多くの市町では県と同様に平仮名表記を用いていることがわかる。また、通常は「障害」の漢字表記を

表2 三重県内29市町の「障害」表記（2015年10月1日現在）

市町名	担当部署名	表記	「障害福祉計画」等にある表記の説明
1 桑名市	障害福祉課	障害	「害」の表記は国の表記に準じている
2 いなべ市	障害福祉係	障がい	
3 四日市市	障害福祉課	障害	
4 鈴鹿市	障害福祉課	障がい	
5 亀山市	高齢障がい支援室	障がい	
6 津市	障がい福祉課	障がい	
7 松阪市	障がいあゆみ課	障がい	
8 伊勢市	高齢・障がい福祉課	障がい	
9 鳥羽市	高齢・障害係	障がい	
10 志摩市	高齢者・障がい者係	障がい	
11 伊賀市	障がい福祉課	障がい	「害」のマイナス印象を払拭するため
12 名張市	高齢・障害支援室	障害	
13 尾鷲市	自立支援係	障害／障がい	
14 熊野市	社会福祉係	障害／障がい	
15 木曽岬町	福祉健康課福祉部門	障害／障がい	
16 東員町	障がい福祉係	障がい	
17 薩野町	社会福祉係	障がい	「害」という漢字のもつマイナス印象のため
18 朝日町	保健福祉課	障がい	
19 川越町	福祉課	障害／障がい	
20 多気町	町民福祉課	障がい	
21 明和町	福祉保健課	障がい	
22 大台町	町民福祉課	障がい	人を直接形容する場合は「がい」と表記
23 玉城町	生活福祉課	障害／障がい	
24 度会町	福祉係	障害／障がい	
25 南伊勢町	福祉係	障がい	三重県の表記に準じて「障がい者」で統一
26 大紀町	福祉係	障害／障がい	
27 紀北町	高齢者・障害者福祉係	障がい	
28 御浜町	福祉係	障がい	
29 紀宝町	福祉課	障がい	

(出典：三重県内各市町ホームページより作成)

用い、「障害福祉計画」等で部分的に「障がい」の平仮名表記を用いている所も7つの市町で見られた。14市の中、全てに「障害」の漢字表記を用いているのは、桑名市、四日市市、名張市の3市のみであった。また、尾鷲市と熊野市の2市では通常は漢字表記を用い、「障害福祉計画」等では平仮名表記を用いている。津市など11市は全て「障がい」の平仮名表記に改めている。

また、15町の中、全て「障害」の漢字表記を用いている所はなかった。通常は漢字表記で、「障害福祉計画」等で部分的に「障がい」の平仮名表記を用いている所が5町あった。他の10町は全て「障がい」の平仮名表記となっている。

表記の理由については、桑名市が「障害福祉計画」の中で「障害の『害』の表記については、国の表記に準じています」（桑名市、2015）としている。また、南伊勢町は、「障害福祉計画」の中で、「『障害

者』の表記については、三重県の表記に準じて『障がい者』で統一表記しています」(南伊勢町、2009)と記している。それぞれ、「障害」の漢字表記は国に準じ、「障がい」の平仮名表記は三重県に準じていることが示されている。

5. 「障害者」表記の今後

「障害者」表記に関する議論は、単にイメージや好き嫌いのレベルで論じる問題ではない。障害者問題の根本を問うこととなる重要な問題である。前回の問題提起（千草・植木、2008）以来、マスコミ等でも様々に意見が出されてきた（大沢、2011）。障害者自身からも声が上がっている。東海聴覚障害者連盟の後藤（2009）は「こうした問題は、社会環境や政策的不備で起きている不自由さであり、それこそが『障害』なのである。言い換えれば、そういう人は『社会的被害者』と言えるし、『害』には、その意味が含まれている。『害』を平仮名に変えたところで、前述の社会的被害は何一つ変わるものではない。それどころか、その被害をあいまいにし、あげくの果てに『害がなくなった』という風潮を広める危惧を覚える」として、「私は、障がい者にあらず、障害者である」と訴えている。

さて、上述してきたように国連を中心にICFや障害者権利条約の考え方方が広く浸透し、障害の社会モデルが強調されるようになってきた。日本においても障害者権利条約の批准に向けて、国内の法整備を進める中でこの社会モデルが中心的な考え方となった。その結果、障害者基本法が改正され、障害者の定義が社会モデルの観点から修正された。また、その過程で「障害」表記の検討がなされ、多くの議論が重ねられたことは意義深いことであった。

結果として、思い込みやイメージだけで言われてきたことが、綿密な調査によって修正された。特に「碍」については、「戦前まではよく使われていた」という事実ではなく、大正末期から徐々に使用頻度が少なくなり、それに代わって「害」が使われるようになってきたことが明らかになった。また、戦前の法律は「障碍」ではなく、「不具廢疾」が多く使われてきたことと、1982年の「障害に関する用語の整理に関する法律」によって、「不具廢疾」を「障害」に改正した経緯があったことも銘記すべき重要な点である。

のことから、仮に「障碍」や「障がい」に表記を変更したとしても、またいずれ同様の議論が起こることは明白である。それは、氏原主任国語調査官が示唆しているように、人々の気持ちの問題だからである。すなわち、現在は一般に「障害」が多く使われているので「害」に悪いイメージを持つ人がいるのだが、一方、「碍」はあまり使われていないので悪いイメージを持つ人が少ないということである。漢字小委員会の打田委員が述べたように、「『障碍』の方があかにまみれていない」（文化庁、2010）ということである。「障碍」が使われ出して、本当の意味が分かり始めると、「害」よりももっと悪いイメージになることは想像に難くない。そして、表記問題では最終的に「法令等では、当面『障害』を使用する」ということになり、決着を見たのである。

ところが、このような議論の経緯にもかかわらず、各自治体では「障がい」への表記変更が進行し続けている。その理由としては、本質的な議論がイメージの議論に先行されてしまっていることが挙げられる。しかも、社会モデルを掲げながら、「障がい」表記に変更するという自治体もある。障害の社会

モデルの意味を再度振り返って議論することが必要である。ICF や社会モデルの文言のみが広がり、お題目のように唱えるだけで、内容の吟味がなされないことが表記問題を複雑にしている。特に、「障がい」表記に変更した都道府県の市町村は混乱が大きい。政府の方針と県の方針が異なる中で、ますます本質抜きの選択が迫られることになるからである。

この間の動向を見ると、多くの問題を抱えながらも、一応の国レベルの方向性が出たことは評価できると考える。今後はこの方向性をイメージの問題に矮小化させずに、専門家、実践家、行政、一般の人々に広げて行くことが求められる。その際に、ICF の環境因子や障害者権利条約の社会モデルの視点、障害者基本法の障害者の定義などを丁寧に議論していくことが何よりも重要であると考える。

文 献

- ・文化庁 2010 第41回国語分科会漢字小委員会・議事録 文化庁ホームページ
- ・文化庁 2010 文化審議会国語分科会（第44回）議事録 文化庁ホームページ
- ・文化庁 2011 文化審議会国語分科会（第45回）議事録 文化庁ホームページ
- ・千草篤麿・植木存 2008 「障害」表記に関する考察 高田短期大学人間介護福祉学科年報 第3号 9-18
- ・外務省 2015 障害者権利条約パンフレット
- ・後藤勝美 2009 障害を「障がい」とする意味は 朝日新聞 1月23日
- ・神戸市 2015 第4期神戸市障がい福祉計画
- ・高知県 2009 平成20年度県民世論調査
- ・桑名市 2015 第3期桑名市障害者計画及び第4期桑名市障害福祉計画
- ・南伊勢町 2009 南伊勢町第2期障がい福祉計画
- ・内閣府 2009 障がい者制度改革推進本部の設置について 内閣府ホームページ
- ・内閣府 2010 第5回障がい者制度改革推進会議・議事録 内閣府ホームページ
- ・内閣府 2010 第26回障がい者制度改革推進会議・議事録 内閣府ホームページ
- ・内閣府 2010 第29回障がい者制度改革推進会議・議事録 内閣府ホームページ
- ・内閣府 2012 障がい者制度改革推進会議の廃止について 内閣府ホームページ
- ・内閣府 2012 平成24年版障害者白書 佐伯印刷
- ・大沢重人 2011 心に咲いた花 - 土佐からの手紙 - 富山房インターナショナル
- ・世界保健機関（WHO） 2002 国際生活機能分類 - 国際障害分類改訂版 - 中央法規
- ・衆議院 2012 第180国会質問答弁経過情報 衆議院ホームページ
- ・山縣文治 2015 ワイド版社会福祉小六法 - 平成27年版 - ミネルヴァ書房
- ・各都道府県及び市町ホームページ